

アメリカ合衆国におけるカジノ規制法制

土屋 恵司

[目次]

はじめに

- I 連邦レベルでのカジノ規制
- II 州レベルでのカジノ規制
- III カジノ規制の機構
- IV カジノ免許手続
- V カジノ・ゲーミング参加資格
- VI カジノ内部管理体制
- VII カジノ営業収益の公共への還元

おわりに

はじめに

^(注1) 賭博は、どの国においても、組織犯罪の温床となったり、個人の破産、家庭の崩壊などの深刻な社会問題の発生源となっているとみなされてきたこともあり、刑事法で一般的に禁じられている例が多い。しかし、賭け金の少ないものや、参加する者が近親者や親しい仲間内といった極めて狭い範囲に限定された又は単なる遊び(娯楽)にすぎないような賭け事については、常に犯罪として意識されてきたわけではない。また、賭博の悪影響とされる社会的問題も果たして直接的な因果関係が明白に認められるかといえ、議論の多いところであるようである。

賭博についての社会の認識はきわめて流動的であり、賭博を禁止する考えは根強いものの、賭博を根絶することは不可能であり、むしろ一定の条件の下で、合法化し、法律による効果的な監視・統制を行うべきだという考えも強くなっている。

アメリカ合衆国では、賭博は、原則として州の管轄権の下にあり、連邦は、州境を越える組織犯罪に関わる問題などに限定的に関与するに

過ぎない。しかし、1980年代後半から、連邦政府は先住アメリカ人(Native American)^(注2)部族の保護政策と関連する問題について直接関与することとなり、賭博に対する連邦政府の関わりが大きくなってきている。

1996年、連邦議会は合衆国内における賭博の影響を調査研究する委員会(National Gambling Impact Study Commission)を設置し、250万ドルの費用をかけた大規模な調査を行わせた。その調査結果は、1999年6月、最終報告書^(注3)にとりまとめられ、連邦議会に提出された。

このような国家による大規模な調査研究の必要性の認識は、この委員会の設置を定めた法律^(注4)に掲げるとおりであるが、そのもっとも大きな要因としては、先住アメリカ人の部族の自立更生、地域社会の経済振興などのために、賭博、特にカジノ(casino)と称される賭博場(以下「カジノ」という)^(注5)の経営の公認を求める強い要請がある。

すなわち、賭博を犯罪として取締りの対象とするのではなく、ひとつの産業としての意義を認め、その健全な発展を図る必要性が認識されてきたのである。

我が国においても、地方自治体が地域振興等を目的として、国にカジノ公認を要望する声が高まっている。カジノを公認する場合、その健全で目的に即応した適正な経営を確立するためには、さまざまな問題に対する備えが必要である。本稿では、その検討に資するため、アメリカ合衆国におけるカジノ規制制度を、その典型的な例であるいくつかの州を例にとり、紹介するものである。

I 連邦レベルでのカジノ規制

連邦レベルでは、先に述べたとおり、賭博については、組織犯罪などとの関連で州境を越える問題及び先住アメリカ人部族経営のカジノ・ゲーミングに関わる問題を除き、州にその管轄権がある。

連邦政府は、1988年、「アメリカインディアン・ゲーミング規制法 (Indian Gaming Regulatory Act)^(注7)」を制定し、先住アメリカ人保護政策の一環として、先住アメリカ人部族によるカジノ経営を公認した。同法は、先住アメリカ人部族の経済的発展、自給自足、強力な部族政府を助成するために、特に賭博・ゲーミングを全面的には禁止していない州においてであれば、その州内の先住アメリカ人の土地において独占的にカジノ経営を行うことを公認することが必要であるとの認識に立ち、その適正な運営のために法的な基盤を確立することを目標とすることを宣言している。^(注9)

1953年制定の連邦法により特別保留地内の先住アメリカ人部族に対する州の裁判権が認められるまでは、一般的に賭博を禁止していた州でも先住アメリカ人部族によるカジノ経営を規制することはできなかった。この連邦法により先住アメリカ人部族によるカジノ経営を規制することができるようになったが、同法の制定にあたり影響を受ける先住アメリカ人部族の合意を得なかったことについて批判や反発があった。1968年に至って同法の改正が行われ、同法改正以降に新たに裁判管轄権を認められるためには、関係の部族の承認を得なければならないこととされた。

2002年11月現在、先住アメリカ人部族によるカジノ経営を公認している州は、29州を数える。^(注11)

II 州レベルでのカジノ規制

賭博には、様々な形態のものがあるが、多く

の州は、そのほとんどの形態のものについて厳しい規制を行い、その規制に違反したときは刑罰をもって対処してきた。

その一方で、いくつかの州では、規制の対象から慈善事業が行う行事として行なわれるゲーミングを除外し、また、かなりの数の州では、宝くじ (lottery) のように州が主催する賭博も以前から行なわれてきている。

先に述べた先住アメリカ人部族によるカジノ経営もその大きな例外の一である。

賭博を全面的に禁止している州は、ユタ州のみである。^(注12) 一方、賭博を全く規制していない州は存在しないが、その規制の態様は様々であり、^(注13) 本稿ではこれに関する記述を割愛した。

以下では、州が規制の対象としている賭博のうち、カジノ・ゲーミングに限定して記述する。

II-1. カジノ経営を公認している州

何らかの形態でのカジノ経営を公認している州は、37州を数える。そのうち、先住アメリカ人部族のカジノ経営だけを公認していることが明らかな州は、11州 (カリフォルニア、カンザス、メイン、ミネソタ、ネブラスカ、ニューメキシコ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ワシントン、ウィスコンシン) である。

すなわち、2002年11月現在、州のほぼ半数 (26州) が、一般のカジノ経営を公認していることとなる。

II-2. カジノ経営の規制類型

カジノ経営の規制の態様は、カジノ経営に対する基本的考え方の多様性を反映して、合衆国内でも一様ではないが、ネバダ州を典型とするもの、ニュージャージー州を典型とするもの及びミシシッピ州を典型とするもの、といった3つの類型がみられる。^(注14)

ネバダ州は、1955年、合衆国で初めてカジノ経営を公認した州であり、州のしかるべき機関

から免許を交付されれば、州内のどこでも、自由にカジノを営むことができる。

ニュージャージー州では、1976年の住民投票によりカジノ・ゲーミングを公認することとなったが、カジノ経営の地域をアトランティックシティに限定すると共に、営業免許件数も限定している。このように地域を限定してカジノ経営を公認する例の一つであるコロラド州では、その限定地区として、州憲法により3つの町（昔の鉱山町）を指定している。

ミシシッピ州では、規制についての考え方・規制の態様についてネバダ州を範としてみるとみられる側面が多いが、地域をミシシッピ川及び州内の水域を航行する周遊観光船並びにミシシッピ川を境界とするカウンティ内やメキシコ湾岸の水上にある船舶での賭博に限定するという点ではニュージャージー州の例にヒントを得たものといえる。ただし、営業免許の件数には制限を設けていない。隣のミズーリ州も同様の体制を採っているが、実際の運用では、免許件数を制限している。

次の項では、これらの規制態様が依拠する基礎的な考え方を、ネバダ、ニュージャージー及びミシシッピの3州について、それぞれのカジノ規制関連法の規定から見ていきたい。

(1) ネバダ州における基本認識

ネバダ州ゲーミング管理法（Nevada Gaming Control Act (1955). Nevada Revised Statutes (NRS) § 463.010以下）では、州議会の次のような認識が示されている。^(注15)

- ① ゲーミング産業（gaming industry）がネバダ州の経済及び州民の福祉にとって極めて重要なものとなっている。
- ② ゲーミング産業が安定的に順調に成長していくためには、ゲーミングが誠実に、かつ競争的に行われること、ゲーミング営業免許所

持者に対する債権者の権利が守られること及び犯罪や道徳的退廃に関わらないことについて公衆の信頼を得ていることが必要である。そのような公衆の信頼を確保していくためには、ゲーミング営業に関連する事項についての厳格な規制が必要である。

- ③ 厳格な規制を行い、ゲーミング産業の安定的かつ順調な発展を促進する一方で、州の競争経済と自由競争の原則を保持していくためには、ゲーミング産業の免許制が必要である。
- ④ ゲーミングが犯罪や道徳的退廃と関わらないようにするために、ゲーミングが一般公衆に開放され、そのアクセスが保証されなければならない。

(2) ニュージャージー州における基本認識

ニュージャージー州のカジノ管理法（Casino Control Act (1977). New Jersey Code. § 5:12-1以下）では、州議会の認識が次のように示されている。^(注16)

- ① ニュージャージー州における観光産業、コンベンション産業及びリゾート産業は、州経済の重要な要素であり、その健全な発展は、州及び州民の福祉、繁栄にかなりの貢献をしている。アトランティックシティの観光産業、コンベンション産業及びリゾート産業は、その立地条件や既に獲得された世界的な名声から、特にこの州におけるこれらの産業の発展にとっての重要かつ貴重な資産となっており、アトランティックシティの観光用その他のサービス施設を再建し、世界及び合衆国東部の「遊び場」（Playground）言い換えればレジャー・センターとして、アトランティックシティを復興させることは、州民の重大な利害に関係する。
- ② 大きなホテル会議場複合施設における合法的カジノの設置数を制限することにより、荒廃地区の再開発、既存施設の増改築が促進さ

れ、サービス産業用施設の再建、余暇（レクリエーション）活動のために遊休空間を活用する等のために新たな投資を誘導する効果が期待される。免許件数を制限することは、また、州内におけるサービス産業の現在の性格、基調を保持し、カジノ産業を州内サービス産業の不可分の要素として維持していくことに繋がる。

- ③ 管理手続及びカジノ経営の信用及び完全性に対する公衆の信頼は、カジノ規制のための重要な要素である。公衆の信頼を醸成し、維持するためには、カジノ産業に関わる事項についての厳格な規制が必要である。州の民事政策・刑事政策に違反したかたちで経済的利益を追求してきた者をカジノ経営及びそれに付随する産業から極力排除しなければならない。カジノ経営の規制、監督の権限及び義務は、カジノ産業及びその付随的産業における経済的集中の規制、防止及び競争の維持促進に関する権限及び義務を含む。

(3) ミシシッピ州における基本認識

ミシシッピ州では、州憲法により富くじを禁止しているほか、一般的に賭博を禁止している。しかし、闘犬並びに周遊観光船でのゲーミング及びミシシッピ川を航行する船舶又はミシシッピ川で境界がつけられているカウンティ内の水路を航行する船舶でのゲーミング（ただし、その船の航行・停泊する水域・地域でのゲーミングが州の登録有権者の投票によって禁止されていない場合に限る）その他州法で認められたゲーミングについては、禁止の対象から除外している（Mississippi Code § 97-33-1 (1972)^(注18)）。

ミシシッピ州ゲーミング管理法（Mississippi Gaming Control Act. Mississippi Code § 75-76-1以下（1972））は、これらの合法化された賭博の管理及び規制について定めるものであり、その基本的認識についても明記している

が、その主旨は、ネバダ州ゲーミング管理法に掲げるものとほぼ同じである。^(注19)

II-3. カジノ免許の性格

多くの州において、特に、本稿で取り上げた州ではいずれにおいても、カジノ免許は、その所持者に絶対的な権利を与えるものではなく、一定の要件を欠いた場合には、いつでも撤回することができる特権であることが法律に明記されている。

例えば、ネバダ州のゲーミング管理法（NRS § 463-0129）では、免許その他特権を申請する者は、免許又は目的とされる特権を受ける権利を有しているわけではなく、与えられた免許又は特権は、撤回されうるものであり、また、免許又は特権の所持者は、それに付随する権利を取得するものではない、といった表現をしている。^(注20)

ミシシッピ州ゲーミング管理法も同様の表現をしている。^(注21)

ニュージャージー州のカジノ管理法も表現こそかなり異なるが、同じ趣旨の規定を置いて^(注22)いる。

III カジノ規制の機構

ある州でカジノを経営しようとする者は、その州の規制機関による免許を受けなければならない。規制機関は、免許の申請を受けたときは、その申請者が免許を受けることができる資格を有するか否かを審査する。資格要件は、州法又は州法に基づき規制機関が定める規則に規定されている。

免許を受けたカジノ経営者は、経営を助ける者や従業員を雇用して経営の実際に当たらせることになるが、これらのカジノに関係する者についても免許又は登録が必要とされる。

カジノの経営状況については、内部監査及び外部監査が義務づけられるほか、カジノ賭博が

問題を引き起こさないよう、未成年者の入場を禁止し、また、場内を常時監視するなど、カジノ施設内における厳しい管理も要求されている。

以上がどの州にも共通して見られるカジノ規制の枠組みであるが、以下にニュージャージー州の場合を例にとり、その概要を解説する。なお、ニュージャージー州の例との比較のため、適宜、ネバダ州の例について注記したので、参照されたい。

III-1. 規制機関の職務・権限

ニュージャージー州では、州政府財務省 (Department of Treasury) 内に同省からは独立した組織として置かれるニュージャージー・カジノ管理委員会 (New Jersey Casino Control Commission, 以下、「カジノ管理委員会」という) と、法務・公共安全省 (Department of Law and Public Safety) のゲーミング規制部 (Division of Gaming Enforcement, 以下、「規制部」という) により、規制行政の執行及び監督が行なわれる。^(注23)

(1) カジノ管理委員会の職務・権限

カジノ管理委員会は、次の職務を含む、カジノ管理法の施行全般^(注24)についての責務を有する。

- (a) 免許、登録、証明についての審理及び決定、並びに、それらの承認、停止、取消し又は更新の申請及び申立ての受理
- (b) この法律及び同法に基づく規則の民事上の違反に関する審理の実施
- (c) この法律に掲げる方針の実施のために必要と考える規則の制定
- (d) この法律によって課される免許手数料及び登録手数料の徴収並びにそのための規則の制定
- (e) この法律に定める罰金の徴収及びそのための法律に基づく規則の制定

- (f) カジノが経営されている間におけるカジノ経営による収入の証明、ゲーミングに関する公衆からの苦情の受理及び処理、収入記録等の調査、この法律の現行規定及びそれに基づき制定された規則による監査人や代理人による立入り調査
- (g) この法律又はこの法律に基づく規則の違反の証拠の捜索、調査のための規制部への送致
- (h) カジノ経営を不必要に混乱させるような規制部の捜査手続に関する免許保有者からの苦情の審査及び裁定
- (i) 管理委員会と規制部との間の権限及び責務の重複を回避するための調整 (以上、カジノ管理法第63条[要約])。なお、以下本稿において同法の条項を指し示すときは、法律の名称は省き、条項の番号記号のみを記す)

カジノ管理委員会は、カジノ経営の免許、認可、証明又は許可が、資格のない者若しくは資格を喪失した者又はこの法律の規定に抵触するような行為により経営を行なう者に対して与えられ、又は保有されることがないようにすることを任務の一つとしており、その任務を実現するために次の権限を有する。ただし、却下、制限、停止又は取消しは、申請者、被登録者若しくは被免許者が他の管轄地において免許を受けているカジノ経営組織と利害関係を有し、又は提携しているという事実を理由とするだけでは、言い渡すことはできない。

- (a) 申請の却下
- (b) 免許、登録、証明、許可又は承認の制限又は制止
- (c) 免許、登録、証明、許可又は承認の停止又は取消し
- (d) 免許を受け、登録を受け、又は事前に承認を受けている者に対する、委員会がその定める規則等に従い合理的と考える理由による処罰 (以上、第64条 [要約])

カジノ管理委員会は、カジノ管理法に基づく

捜査又は審理の過程において、召喚状を發し、州内のどこにでも証人を出頭させ、宣誓させ、証言を求めることができる権限を有する（第65条 [要約]）。

(2) ゲーミング規制部の職務・権限

規制部の責務は、次のとおりである。

- (a) カジノ・ゲーミング経営免許申請者のすべてについて迅速かつ整然と調査を行なうこと。
- (b) この法律及びこの法律に基づき定められた規則等の規定を執行すること。
- (c) この法律及びこの法律に基づき定められた規則等の違反に関わるすべての手続をカジノ管理委員会場で遂行すること。
- (d) この法律に基づき公認されたカジノに関するすべての訴訟並びにこの法律及びこの法律に基づき定められた規則等の執行に関わるすべての手続のために必要な情報をカジノ管理委員会に提供すること。
- (e) 同部とカジノ管理委員会との権限及び責務の重複を避けること。（以上、第76条[要約]）
また、規制部は次のような権限を有する。
 - (a) この法律に基づき免許、証明又は承認がなされる前に申請者の資格を調査すること。
 - (b) カジノ管理委員会の認可が必要な行為又は取引に関わる状況を調査すること。
 - (c) この法律及びこの法律に基づき定められた規則の違反行為を捜査すること。
 - (d) カジノ規制委員会の場合において適当であると考える法的手続又はそれからの上訴を開始し、維持し、防禦すること。
 - (e) カジノ管理委員会からの要請により、規則・命令の審査及び発布に関し援助すること。
 - (f) この法律の第63条 h 項（本稿前記カジノ管理委員会の職務・権限の項(h)に該当する）の規定に従い、この法律及びこの法律に基づき定められた規則を遵守した立入り検査その他

の合理的方法により、カジノ経営について継続的な審査を行なうこと。

- (g) この法律及びこの法律に基づき定められた規則の違反行為の証拠に関連したカジノ管理委員会からの委託を受理し、適切な処理をすること。
- (h) この法律の規定に従って交付される免許又は登録を求める申請の審査の際に使用するために、連邦捜査局 (FBI) と指紋を交換し、犯罪歴関連情報を受けとること。
- (i) 会計、経営及び資金調達の記録並びにカジノ免許保有者が利用する経営管理のシステム、手続及び記録類を調査することを含め、部長が決定した日時に、部長が決定した条件の下で、部長が決定した範囲において、カジノ経営の監査を行なうこと。
- (j) この法律に基づく免許保有者若しくは被登録者又は免許若しくは登録の申請者からの情報、資料及びその他のデータを請求し、受け取る資格を与えられること。
- (k) 州司法長官に対し、同部の効果的運営を推進するために必要な勧告を行うこと。（以上、第76.b 条 [要約]）

III-2. 規制機関の組織^(注25)

(1) カジノ管理委員会の組織

カジノ管理委員会は、合衆国市民でニュージャージー州の住民である者のうちから、知事が州議会上院の助言と承認を得て任命する5名の構成員から成る（第50条～第52条）。

州議会議員、選挙による公職にある者は構成員となることはできない。また、3名以上の者が政治的所属を同じくしてはならない（第51条）。

構成員の任期は、5年を1期とし、2期まで再任されることができる（第52条 c 項）。

委員長は、構成員のうちから知事が指名する。委員長は、カジノ管理委員会の有する規制行政

権限を執行する長でもある。

構成員は、在任中は構成員としての職務に専念するものとし、他の職業に従事すること、その他報酬を得て雇用されることは禁じられる（第52条 f 項）。

委員には、年額90,000ドルの俸給が支給され、委員長には、この俸給に加えて年額5,000ドルの手当が支給される（第53条）。

(2) ゲーミング規制部の組織

規制部は、州の法執行機関の一つであり、州司法長官の指揮・監督下において州司法次官補が部長として統括する。部長は知事が州議会上院の助言と承認を得て任命し、知事の任期中は在任する。

IV カジノ免許の手続

IV-1. カジノ免許申請者の要件

(1) カジノの経営には、法律に従った免許及び認可を必要とするが、カジノ免許を申請する者は、次の条件を満たす者でなければならない（第82条参照）。

① 認可を受けたカジノ・ホテルの所有権、賃借権その他これに対する何らかの支配権を有する者又は30月以内若しくは委員会が適正な理由に基づき延長することができる期間内にそのようなカジノ・ホテルとなることができるものとカジノ管理委員会が判断する建物を購入し、建設し、若しくは借り受けようとしている者

② カジノ免許保有者又はカジノ免許資格を有する者とカジノの完全な経営に関して文書による契約をしている者

(2) 免許申請者が法人の場合には、次の条件を満たさなければならない。

① この法人は、ニュージャージー州で設立されたものでなければならない。ただし、全体的か部分的かは問わず、合衆国の他の州又は外国の法律に従い設立された法人に

従属する法人であってもよい。

② この法人は、カジノ・ホテル内に法人事務所を置かなければならない。

③ この法人は、法人に関連するニュージャージー州法で定めるあらゆる条件に従わなければならない。

④ ニュージャージー州内の法人の主たる事務所で台帳を管理しなければならない。その台帳は、法人が発行する各区分ごとの証券の現在の所有者を常に明らかにするものであり、カジノ管理委員会若しくは規制部又はそれらにより権限を与えられた代理人により、合理的なときはいつでも告知なく行なわれる査察のために提供される。

⑤ この法人は、ニュージャージー州内の銀行においてカジノ管理委員会が要求するあらゆる営業口座（operating accounts）を維持しなければならない。ただし、カジノ免許保有者がカジノ管理法に定める一定の小切手の支払いを受けるために管轄地内に預金専用口座を設けることができる場合はこの限りではない。

⑥ この法人は、法人設立認可証に記載された目的の中に、カジノ・ゲーミングを含むこととし、かつ、法人設立認可証がこのカジノ管理法により要求されるすべての規定を含むことを定めなければならない。

⑦ この法人は、それが公開で取り引きされた法人でないときは、証券、株式その他の申請法人の利益の移転に関するカジノ管理委員会による事前承認の権利を得るために必要な法人設立認可証の任意条項をカジノ管理委員会に申し立てなければならない。この法人が、公開市場の法人であるときは、カジノ免許の交付を受ける者が、そのことによってアトランティックシティにおけるカジノ経営に不当な経済的集中を生じさせるときは、その者にカジノ免許は交付され

ない。

カジノ管理委員会は、公聴会を開いた後、行政手続法 (Administrative Procedure Act) (1968年法律第410号 C.52:14B-1以下) に従い、規則を制定し、何が不当な経済的集中を構成するかを決定する際にカジノ管理委員会が依拠する基準を定める。(以上第82条 d 項[要約])

IV-2. カジノ免許申請の要件

カジノ免許を申請する者は、申請者個人及びカジノ施設の適格性を明白かつ信頼し得る証拠により立証する責任を有する (第80条 a 項参照)。そのために、次のことについての情報、文書及び証書 (以下、この項では「情報等」とする) を作成し、委員会に提出しなければならない。

- ① 申請人の経済的安定性、完全性及び債務履行能力を明白で信頼し得る証拠により証明するために必要な経済的背景及び資金源に関する情報等。これには、銀行信用照会書、仕事上の及び個人的な収入支出明細書、納税申告書及び政府機関に提出するその他の届出書類並びに仕事上及び個人的会計及び請求書の記録及び台帳が含まれるが、これに限定されない。さらに、申請人は、文書により、カジノ管理委員会又は規制部が必要と認める銀行の口座及び記録を検査することを容認しなければならない。
- ② 申請人により提出されたカジノ案に関係を有する資金援助者、投資者、抵当権者、公債証書保有者並びに契約書、覚書及びその他負債の証拠書類保有者の完全性を明白で信頼し得る証拠により証明するために必要とされる情報等。ただし、一定の銀行等で除外されるものがある。
- ③ 申請者の善良な性格、誠実性及び完全性を立証するための情報等。これには、家族、習慣、性格、評判、犯罪・逮捕歴、事業活動、

金融関係事項、仕事上の付合いや私的交際などについての最近10年間にわたる情報も含まれる。

- ④ カジノの営業を成功に導くために必要な経営能力・経験を有することを立証する情報等。これには、後述のカジノ幹部従業員の名簿及びそれらの者の責任内容並びに、カジノ施設の保安システム及び運営管理についての情報も含まれる。
- ⑤ 申請者のカジノの計画が、アトランティックシティ市の総合的都市計画に適合していること並びに同市及びニュージャージー州全体の経済に与える影響の評価をも含む情報等 (以上第84条 [要約])

IV-3. カジノ経営者・所有者以外の者で免許又は登録を必要とする者

ニュージャージー州内のカジノで働く者は、カジノ従業員 (Casino employee)、カジノ幹部従業員 (Casino key employee) 及びカジノ・サービス担当従業員 (Casino service employee) 並びにカジノ・サービス業 (Casino Service Industry) といった範疇に区分され、それぞれ定められた条件に従って、免許を受け、又は委員会に登録されなければならない。

(1) カジノ従業員

カジノ従業員とは、ボックスマン (boxman)、ディーラー (dealer) 若しくは胴元 (croupier)、フロアマン [接客主任] (floorman)、機械技師 (machine mechanic)、カジノ保安員 (Casino security employee)、カウントルーム係員 (count room personnel)、ケージ係員 (cage personnel)、スロットマシン・スロットブース係員 (slot machine and slot booth personnel)、集金係員 (collection personnel)、カジノ監視係員 (casino surveillance personnel)、同時放送施設 (simulcasting facility)^(注26) における賭けに関連した行為 (wagering-related activity) に関

わる同時放送施設係員、データ処理係員 (data processing personnel)、その他、その雇用上の職務がゲーミング行為若しくはそれに関連する装備及び資産の維持若しくは運用に関わるものである者であって、カジノ管理委員会の判断により、カジノ従業員としての免許で認められたカジノ内の限定された場所で正規に働くことが義務づけられている者を含め、免許を与えられたカジノ又はカジノ同時放送施設の運営のために雇用された者をいう (第7条)。

カジノ従業員は、管理委員会が交付する有効なカジノ従業員免許を保有していなければならない。管理委員会は、規則により、カジノ従業員免許を申請する者が、州の住民であることを要件とすることができる (第90条)。

カジノ保安員 (警備員) は、他の法律に基づく要件とは別に、この法律による免許が必要である。

(2) カジノ幹部従業員

カジノ幹部従業員とは、現場監督 (pit boss)、交代制監督 (shift boss)、信用貸し担当重役 (credit executive)、カジノ会計監視人 (casino cashier supervisor)、カジノ又はカジノ同時放送施設の支配人及び副支配人 (casino or simulcasting facility manager and assistant manager)、カジノ保安員の支配人又は監視人 (manager or supervisor of casino security employee) を含め、カジノ若しくはカジノ同時放送施設の運営を規律する監視権限を持ち、又はその裁量により決定することができる者であって免許を交付されたカジノ若しくはカジノ同時放送施設の運営に当たるために雇用された者並びにホテル支配人、娯楽支配人、料理飲料支配人、その他この法律の方針に合致した理由によりカジノ管理委員会が指定した者をいう (第9条)。

これらの者は、カジノ管理委員会が交付するカジノ幹部従業員免許を保有していなければな

らない。また、一般のカジノ従業員と同様に、委員会の規則により州の住民であることが要件とされる (第89条)。

(3) カジノサービス担当従業員

カジノ、カジノ同時放送施設又はカジノ内の限定された場所においてサービスその他の業務を行うために雇用された者で、上記(1)(2)に該当しない者をいう (第11.1条)。

これらの者は、カジノ管理委員会に登録しなければならない。この登録は、これらの者を雇用するカジノ免許保有者からの申請に基づき認められる (第91条)。

(4) カジノ・サービス業者

見学業者 (junket enterprise)、警備業者 (security business)、ゲーミング教習所 (gaming school)、「カジノ同時放送法 (Casino Simulcasting Act)」(第192条以下)に定める周波数を州内及び州外に送るゲーミング及びカジノ同時放送施設用装置・用具の製造者、頒布者及び債権回収代行業者 (servicer)、ゴミ収集運転手 (garbage hauler)、保守整備会社 (maintenance company)、食料供給業者 (food purveyor)、建設会社 (construction company) その他物品若しくはサービスを購入し、又は規則的若しくは継続的に免許を与えられたカジノと何らかの取引のある会社を含めて、カジノの免許申請者若しくは免許保有者に対し、提案の若しくは既存のホテル又は関連施設の不動産、建設、保守整備又はビジネスに関する物品若しくはサービスを提供している業者をいう (第12条)。

これらの者で直接カジノ若しくはゲーミング行為に関係する物品若しくはサービスを提供する者はすべて、この法律の規定に従い免許を受けなければならない。また、その他のカジノ・サービス業者も、カジノ管理委員会の規則に従い免許を受けなければならない (第92条)。

カジノでのゲーミングに直接は関わらない者

をも規制の対象とした免許制度を定めている州はいくつもあるが、実際の運用では、対象者の範囲は様々である。ニュージャージー州は、実際にも規制対象者を最も広範なものにしている例である。

V カジノからの排除・追放

多くの州では、カジノ賭博に関わる仕事に就く者について、州法で欠格基準を設けている。重罪を犯した者が資格を失うとされているのが普通である。厳しい州では、軽犯罪を犯した者や、他の管轄地で資格を剥奪された者を欠格とする例がある。

ニュージャージー州では、カジノ管理委員会は、規則により、好ましくない経歴をもつ者、違法行為の「プロ」である者、州法若しくは連邦法により6か月以上の拘禁刑に処せられる刑事犯罪で有罪判決を受けたことがある者、道徳的墮落に関わる犯罪若しくは違反行為で有罪とされた者又はカジノ管理委員会の判断により、その者が免許を与えられたカジノ・ホテルに居ることがニュージャージー州の利益若しくは州内の免許を与えられたカジノの利益に有害となる者などを判定し、リストアップして公表し、カジノ施設内に立入らせないことをカジノ免許保有者に義務づけることができる（第71条）。

免許を保有するカジノ又は個人は、これらの追放された者を事情を知らずながら排除しなかったときは、制裁を受ける。

また、カジノによる青少年への悪影響を防止するため、多くの州では、法律により21歳未満の者によるカジノ入場を禁止する一方、カジノ経営に携わる者には、21歳以上の者だけがゲーミングに参加することができることを従業員に十分に理解させるなど、自己規制に努めることを義務づけている（第119条）。

VI カジノの内部管理体制

カジノは、州が定める内部管理体制により、カジノにおける賭博の実態を監視し、記録をとり、違反行為については、規制機関に報告し、その指示に従うなど、厳格な内部管理を義務づけられていることが多い。

また、外部の監査人による監査を受け、規制機関の審査を受けなければならない。外部の監査人は、州規制機関の委託を受けた監査会社であるのが一般的であり、多くの場合、カジノ経営者がその委託費用を負担する。この監査は、年に一度、州規制機関の承認を得て選んだ資格をもつ監査組織による監査を命じられることも多い。

ニュージャージー州では、免許を受けて営業を開始する30日前までに、ゲーミング営業の内部手続及びカジノの運営・会計管理システムについての説明書（図示したものを含む）を管理委員会に提出しなければならない。この説明書には、次の項目を含む記載が必要とされる（第99条）。

- ① 会計管理（標準様式、用語の定義を含む）
- ② 配当率計算の手続（計算式を含む）、諸経費明細、優待サービス、現金等価物決済
- ③ 従業員の仕事内容の明細、従業員相互間の責任関係、人事管理・指揮系統
- ④ 賭けに使用されるチップ、現金、現金等価物の授受及びその記録の手続
- ⑤ ゲーミング・テーブルでの金銭の徴収及び保管の手続
- ⑥ 私設の保安隊による活動の管理手続
- ⑦ ゲーミング設備・用具の取扱い及び保管の手続
- ⑧ 特定のゲームでの賭けの仕方及びそれに関わる従業員の責任についてのコントロールに関する手続・規則

このように委員会に提出された内部管理シス

テムの説明書について委員会の承認が得られなければ営業を開始することはできない。

カジノ内で使用されるゲーミング装置・用具は、スロットマシンについてはその機種（モデル）が規制部による検査に合格したものと同一のものでなければ使用することはできず、また、他の装置・用具についてもカジノ内の委員会が許可した一定の制限区域内でなければ使用することはもちろん、所持したり、移動したり、見せたりすることも禁止されている（第100条）。

VII カジノ営業収益の公共への還元

カジノ免許保有者には、毎年の納税申告に基づきカジノ営業の年間総収益（gross revenue^(注27)）の8%に当たる金額の税が課される（第144条参照）。この税金は、すべてカジノ歳入基金（Casino Revenue Fund^(注28)）に預け入れられ、州の老人若しくは障害者に対する財産税、財産使用料若しくは公共料金の減額のため、又は、老人及び障害者に対する公共医療サービス及び医療補助並びに公共交通サービスなどの補助・拡充のための予算に組み入れられて使用される（第145条参照）。

さらに、総収益が免許保有者によるこの州内への資本投下額を上回るときは、総収益の2%以上の金額を委員会による有効性に関する判断に従い州内に投資することが求められる。期限内にこの投資が行われなかったときは、総収益の2%に当たる投資代替税が課される（第144条^(注29)）。

投資された資金は、カジノ再投資開発本部（Casino Reinvestment Development Authority^(注30)）によってアトランティックシティ市及びニュージャージー州全体の社会的経済的復興・発展のために使用される（第12節第153条以下）。

なお、カジノ免許を与えられるときは、手数料として20万ドルを下回らない金額を納付しな

ければならず、更新の際も1年の有効期間のものについては、10万ドル、4年の有効期間のものについては20万ドルを、それぞれ下回らない金額の納付が求められる（第139条参照）が、これらの手数料は、カジノ管理基金（Casino Control Fund）に預けられ、委員会及び規制部の運営経費に充てられる（第143条）。

おわりに

アメリカ合衆国におけるカジノ経営の規制システムについて、主にニュージャージー州を例にとり、必要に応じ、ネバダ州などいくつかの州の例を織り込みながら、その仕組みの概要について概観してきた。そこから明らかになったことは、次のとおりである。

- (1) 合衆国においては賭博及びゲーミングに対する抑制的な考え方が根強く、最近になって、公共費用の財源確保、地域の経済振興を目的としてゲーミングの公認を推進する動きが活発となってきているが、その背景には、ゲーミングに法の網を掛け、ゲーミングを公の監視の下におくことによって初めて、賭博及びゲーミングに関わる犯罪、道徳的退廃を積極的に排除していくことができる、とする考えが表面化してきたという事情がある。
- (2) そのため、カジノ経営の規制は、カジノ・ゲーミングに関連のある産業、特定の政治勢力から一定の距離を置いた規制機関により、厳格なルールの下で行われる態勢がとられている。
- (3) カジノ経営免許は、経営者及びその他のゲーミングの営業に直接たずさわる者については特に、その適格性が認定された者のみ認められる。この適格性の認定のために、免許申請者又は免許所持者の犯罪歴その他の経歴、一身上の事項が徹底的に調査される。不適格とみなされた者は、公表され、賭博産業から追放される。

(4) カジノ経営から得られる収益の一部は、市及び州の住民の利益に還元されるが、福祉・教育の分野を中心に、公正な手続によって実施される。

(5) 病的な賭博常習者を救うための対策も、カジノ経営の健全な発展のための不可欠な施策の一環として捉えられている。

我が国におけるカジノ経営の公認の是非及び公認カジノの経営の在り方について論議するに当たり、アメリカ合衆国において現在一応の成功をみているカジノ経営が、一般公衆の意識、社会環境その他以上にまとめとして掲げた事項についての十分な配慮のうえに行なわれてきていることを銘記しなければならない。

(参考文献)

[1] The National Gambling Impact Study Commission Final Report, June 18, 1999

<<http://govinfo.library.unt.edu/ngisc/reports/firprt.html>>

[2] The United States General Accounting Office, Impact of Gambling, Economic Effects More Measurable Than Social Effects, April 2000.

<<http://www.gao.gov/new.items/gg00078.pdf>>

[3] Richard A. Leiter (ed.), National Survey of State Laws, 4th edition, 2002, Thompson Gale.

[4] New Jersey Casino Control Commission, Casino Gambling In New Jersey, A Report to the National Gambling Impact Study Commission, Jan. 1998

<<http://www.state.nj.us/casinos/>>

[5] 谷岡一郎『カジノが日本にできる時「大人社会」の経済学』PHP新書, PHP研究所, 2002年9月

(注)

(注1) 賭博を全面的に禁止している数少ない州の一つであるユタ州の州法においては、賭博(gambling)

を次のように定義している。「報酬 (return) 又は成果 (outcome) が、運 (chance) というある要素に基づくものであり、かつ、一定の結果が生じたときには誰かが価値ある物を手に入れるという合意又は理解に従ったものである場合において、報酬のために価値ある物を賭けること (risking)、又は競争 (contest)、ゲーム (game)、ゲーミングの仕組み (gaming scheme) 又はゲーミングの装置 (gaming device) の結果に対して価値のある物を賭けること」をいう (UTAH CODE, 1953, Title 76. Criminal Code, Chapter 10. Offences Against Public Health, Safety, Welfare And Morals, Part 11. Gambling, 76-10-1101 Definitions)。各州法にはユタ州法と同様の定義が見出されるが、連邦法には、Gambling を定義した規定は見当たらない。

なお、gambling の類語に gaming という用語があり、ほぼ同じ意味をもつものとして扱われているが、gambling は「賭け」の要素に、gaming は「遊び」の要素に、それぞれ重きが置かれているように思われる。そこで本稿では gambling は「賭博」、gaming は「ゲーミング」という訳語を与えて、両者を訳し分けることとする。

(注2) Indian という用語を使用することもある。その用語に対しては、通常、「アメリカインディアン」という日本語訳が用いられる。合衆国の法令でも、Indian という用語を使用する例も多い。本稿に関連していえば、先住アメリカ人による賭博の規制に関する連邦法の題名 (略称) は、“Indian Gaming Regulatory Act” という (Act of Oct. 7, 1988, Pub. L. No.100-497, 102 Stat. 2467, Section 1)。本稿では、これを「アメリカインディアン・ゲーミング規制法」と訳すこととする。その他、法律の原文に “Indian” とあるときは、本稿での訳語は、「アメリカインディアン」とする。しかし、法律の翻訳以外の部分で、読者に混乱を生じさせる恐れがない限り、特に断らずに「先住アメリカ人」という日本語を使用する。

(注3) 前掲参考文献1

(注4) Act of Aug. 3, 1996, Pub. L. No.104-169, 110

Stat. 1482

(注5) 前掲法律の第2条(事実認識)の全訳は、次のとおりである。

「連邦議会は、次のとおり認識する。

- ① 合衆国における賭博に関する連邦レベルの研究は、1976年に行なわれたのが最後である。
- ② その後20年間に賭博を合法化する例がかなり増え、州及び地方の政府並びに先住アメリカ人部族の政府が就業の場として、また別の収入源として、賭博を定着させてきた。
- ③ 電気を利用した賭博やインターネットによる賭博をも含めた様々な形態の賭博が成長してきたことにより、連邦政府の管轄権の下にある州際・国際問題に影響が及ぶ可能性がある。
- ④ 賭博による社会的経済的影響に関する問題が生じてきているが、連邦、州及び地方の政府も、先住アメリカ人部族の政府もこれらの影響に関する最近の総合的な情報をもっていない。
- ⑤ 連邦の委員会を設け、合衆国内における賭博の社会的経済的影響についての総合的研究を行うべきである。」

(注6) 「カジノ (casino)」という用語については、連邦法には定義を見出すことはできなかった。前掲参考文献1に収載されている「用語解説」によれば、普通は、スロットマシン、ビデオゲーム、カードゲームその他、キーノ(keno)、クラップス(craps)、ビンゴ(bingo)などのゲーミング装置のすべて又はその組み合わせによるものを備えたゲーミング施設をいい、客として入場することが許されるのは、通常、ある年齢以上の者に限られる(前掲参考文献1, p.VII-1参照)。

「カジノ」の語源、歴史については、一般の百科事典に記載がある。

(注7) Act of Oct. 7, 1988, Pub. L. No.100-497, 102 Stat. 2467

(注8) 前掲 Act of Oct. 7, 1988. 第2条(25U.S.C. § 2701)の全訳は、次のとおりである。

「連邦議会は、次のとおり認識する。

- ① 数多くのアメリカインディアン部族が、部族政府の歳入を生み出す手段として、アメリカインディアン土地における賭博活動の免許を受けて、これに従事するようになってきた。
- ② 連邦裁判所は、合衆国法典のこの編の第81条の規定により、アメリカインディアンによる賭博に対応する経営協定について内務長官の審査が必要とされていると解しているが、この協定を承認するための基準を定めていない。
- ③ 現行の連邦法は、アメリカインディアン土地における賭博という行為のための明白な基準も規則も定めていない。
- ④ 連邦のアメリカインディアン政策の主な目標は、部族の経済的発展、部族の自給自足及び強力な部族政府を助成することである。
- ⑤ アメリカインディアン部族は、賭博活動が連邦政府により特に禁止されているものではなく、刑法及び公共政策の問題として、この賭博活動を禁止していない州の中で行なわれたときは、アメリカインディアン土地における賭博活動を規制する排他的権利を有する。」

(注9) 前掲 Act of Oct. 7, 1988. 第3条(25U.S.C. § 2702)(政策の宣言)の全訳は、次のとおりである。

「この章の目的は、次のとおりとする。

- ① 部族の経済的発展、自給自足及び強力な部族政府を助長する手段として、アメリカインディアン部族による賭博経営のための法的基盤を定めること。
- ② 組織犯罪その他退廃をもたらす悪影響からアメリカインディアンを保護し、アメリカインディアンが賭博経営の第一の受益者となることを保障し、その賭博がその胴元及び客(operator and players)のいずれによっても公正かつ真摯に行なわれることを保障するために、アメリカインディアン部族による適正な賭博経営のための法的基盤を定めること。
- ③ アメリカインディアン土地における賭博のための連邦の規制権限をもつ機関の設立、アメリカ

インディアンの土地における賭博のための連邦基準の確立並びに全国アメリカインディアン・ゲーミング委員会 (National Indian Gaming Commission) の設立が、賭博に関する連邦議会の関心に対処し、部族の歳入を生み出す手段としてこの賭博を守るために必要であることを宣言すること。」

(注10) Act of Aug. 15, 1953, Public Law 280 (カリフォルニア、ミネソタ、ネブラスカ、オレゴン及びウィスコンシンの州に対しこれらの州内のインディアン特別保留地に関係した、又は発生した犯罪及び民事的訴訟原因に関連した裁判管轄権を与えるため及びその他の目的のための法律)

(注11) 筆者の文献調査による。前掲参考文献 3 の記事によるとカジノが禁じられているとされる 9 州 (アラバマ、アラスカ、アイダホ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ノースダコタ、サウスカロライナ、テキサス、ワイオミング) については、全国アメリカインディアン・ゲーミング協会 (National Indian Gaming Association) の会員であるカジノの住所録 <http://indiangaming.org/members/casinos.Shtml> (最終アクセス2003年1月31日) にそれぞれの州内のカジノが掲載されている。筆者は、これらのカジノを州法で公認されたカジノゲーミング施設と考え、同住所録に掲載されたカジノのある州 (29州) を、カジノゲーミングを公認した州として数え入れた。

(注12) 筆者の調査による。前掲参考文献 1 p. 1-1脚注 2 では、ユタとハワイには合法的賭博がない、としている。筆者の文献調査によると、ハワイには、「社交上の賭博 (social gambling)」という範疇の賭博があり、禁止の対象から除かれている。なお、「社交上の賭博」という用語は、他の州でも使用されている。

(注13) 全州について賭博の法的規制状況を概観することができる前掲参考文献 3 によっても、個々の州法の規定とその記述とを逐一照合して確認することはできなかった。

(注14) 参考文献 1 p. 3-5

(注15) NRS § 463.0129 (賭博の免許及び規制—賭博に関する州の公共政策；免許及び許可による剥奪可

能な特権)。この条の全訳は、次のとおりである。

「1. 州議会は、ここに、次のように認識し、この州の公共政策とすることを宣言する。

(a) 賭博産業は、州の経済及び住民の全般的福祉にとって極めて重要である。

(b) 賭博の継続的成長と成功は、免許を与えられた賭博が真摯に、かつ競争的に行なわれること、免許を与えられた者に対する債権者の権利が保護されること、及び、賭博が犯罪的・退廃的要素に関わらないことの公衆の確信及び信頼に左右される。

(c) 公衆の確信及び信頼は、免許を与えられた賭博の施設 (establishment) の運営に関連したすべての人、場所、行い、交際及び活動並びに賭博装置・用具の製作及び頒布についての厳格な規制によって初めて維持されることができる。

(d) 賭博が行なわれる組織及び賭博装置・用具が運用される施設のすべて並びにある種の賭博装置・用具の製作者、販売者及び頒布者が、それ故に、州の住民の公共保健、安全、道徳、善良な秩序及び全般的福祉を保護し、賭博の安定性及び成功を助成し、ネバダ州の競争経済と自由競争の方針を保持するために、免許が与えられ、規制され、援助されなければならない。

(e) 賭博が、真摯に、かつ競争的に行なわれ、犯罪的・退廃的要素に関わらないことを確実なものとするために、この州における賭博施設のすべてが、一般公衆に開放されていなければならない、賭博活動への一般公衆のアクセスは、州議会によって定められる場合を除き、いかなる態様による制限もされてはならない。

2. 免許その他特権の承認 (affirmative commission approval) を求める申請人は、いかなる者も、免許又は目的とされる承認の付与について何らの権利も有しない。NRS のこの章又は第464章の規定に従い与えられた免許又はその他の与えられた特権の承認は、撤回されることができる特権であり、その所有者は、いかなる者も、それに付随する権利を取得するものではない。

3. この条は、次のことを定めるものではない。

- (a) 賭博活動から人を排除し、又は、組織の施設から、理由の如何を問わず、人を退場させるために、賭博施設についてのコモンロー上の権利を廃棄し、又は制限すること。
- (b) 免許を与えられた者が、賭博ゲーム又はスロットマシンに対する賭け金の最小限度額を定めることを禁ずること。」

(注16) NJC5:12-1(b)要約

(注17) コンベンション (convention) とは、「国際代表者会議、政治上、宗教上、社交上の大会や代表者会議、アメリカ合衆国における政党の大会」をいう(『英米商事法辞典』[新版]商事法務研究会1998年)。コンベンション産業とは、これらの大規模な会議のための会場施設(宿泊、食事等の諸施設を含む)及び関連サービスの提供を中心とする産業をいう。

(注18) Mississippi Code of 1972 § 97-33-1 (賭博; 禁止からの除外; 罰則)。全訳は次のとおり。

「いかなる者も、闘犬 (a fight or fighting match between dogs) 以外の遊び (game、play) 又は娯楽の際に、金銭その他の価値を有する物のために働きかけ、推進し又はこれに参加するとき、又は、闘犬以外の遊び (game、play)、娯楽、闘鶏、インディアン・ボール・プレイ (Indian ball play) 又はそれらの組み合わせられたもの、又は選挙、催し物又は偶発的な出来事に対し、金銭その他の価値を有する物を賭け、又はその賭けを推進し、奨励するときは、有罪判決に基づき、500ドル以下の罰金に処し、この罰金及び費用が直ちに支払われなかったときは、90日以下の拘禁刑に処する。ただし、この条は、次のような賭博には適用しない。

- (a) 第27-109-1条で定義される周遊観光船 (cruise vessel) がミシシッピ州内の水域、ミシシッピ州の最も南にある3つのカウンティから成るミシシッピ州南部周辺の水域及び寄港地のあるカウンティの登録有権者が、第19-3-79条に定める周遊観光船上での賭博を禁止する投票を行ったことがない所にあるときにその船上で行なわれる賭博

- (b) 第27-109-1条で定義される船舶がミシシッピ川又はミシシッピ川が境界をつくっているカウンティの中の航行可能な水域、及び、寄港地のあるカウンティの登録有権者が、第19-3-79条に定める船上での賭博を禁止する投票を行ったことがない所にあるときに、その船上で行なわれる賭博
- (c) ミシシッピ州の法律に基づき合法とされる賭博」

(注19) Mississippi Code § 75-76-3 (ゲーミング規制法の解釈; 州議会の認識及び宣言)。全訳は次のとおりである。

「(1) この章の規定は、ミシシッピ州憲法その他この州の法律に基づき禁止されているいかなる形態の賭博をも合法化するとは解釈されない。この州において行なわれている合法的賭博及びその他の法による許可を与えられた合法的賭博はすべて、州議会が特に別に定める場合を除き、この章の規定に従い、管理され、免許を与えられるものとする。この章のいかなる規定も、この州における賭博を合法化することを促していると解釈してはならない。

(2) 州議会は、富くじ及び賭博のいずれもが運という要素から成るものであることを認識し、宣言する。州議会は、富くじに関する法律を制定することは禁じられ、その固有の権能により、賭博に関しては、必要に応じて法律を制定することは許されている。州議会は、賭博及び賭博用具に関する法律を制定する権能を州民の道徳及び方針に関する固有の権威から導き出しているが、この権能は、富くじについての州憲法の禁止規定に抵触するものとはみなさないものとする。

(3) 州議会は、ここに、次のように認識し、この州の公共政策とすることを宣言する。

- (a) 免許を与えられた賭博の管理は、免許を与えられた賭博が正直かつ競争的に行なわれること、免許を与えられた者に対する債権者の権利が保護されること、及び、賭博が犯罪的、退廃的要素に関わらないことのために、重要である。

- (b) 公衆の確信及び信頼は、免許を与えられた賭博組織の運営並びに賭博装置及び道具の製作又は頒布に関連するすべての人、場所、行い、交際及び行動についての厳格な管理によって初めて維持されることができる。
- (c) 賭博が行なわれ、賭博装置が運用されるすべての組織 (establishments)、並びに、一定の賭博装置及び用具の製作者、販売者及び頒布者は、それゆえに、州の住民の公衆衛生、安全、道徳、善良な秩序及び全般的福祉を守るために免許を与えられ、規制を受け、援助を受けなければならない。
- (4) 賭博免許を与えられた者が、実行可能な範囲で、ミシシッピ州の住民をこの州に設置された賭博組織の運営のための賭博従業員その他の従業員として雇用することは、州議会の意図するところとする。
- (5) 免許その他の特権 (affirmative commission) の付与を求める申請者は、免許又はその求める授権の承認についての権利を有するものではない。この章の規定に従い発行された免許又は承認された授権はいかなるものも、撤回可能な特権であり、その保持者は、それに内在するものとしても、それに基づくものとしても、授与されるべき何らの権利も取得するものではない。
- (6) 州議会は、1890年のミシシッピ州憲法第98条がこの州において富くじを行うことを禁止していること、及び、「富くじ (lottery)」という用語を定義していないが、同第98条は明らかに、その条文にある明確な言葉によって示されるとおり、富くじというものが券 (ticket) の販売及び当選者を決めるための抽選 (drawing) を伴うものであることを熟慮している。州議会はまた、1890年ミシシッピ州憲法第98条が州議会に対し法律によりその規定の施行について定めるよう命じている。それ故に、憲法に基づく義務を履行し、第98条の目的を達成するために、州議会はここに、富くじは、憲法の禁止するところから従い、賭博のすべての形態を含むもの

ではなく、次の活動をいうものとする。

- (a) 賭博を行う者 (player or players) が、当選者 (winner or winners) を同定し、指定するために使用される数字、表象 (symbol)、文字 (character) その他の示差的記号 (distinctive mark) が記載された券、紙の伝票 (slip of paper) その他の物質的かつ有形の文書 (documentation) により示され、かつ識別される、運に相応する価値を有する物 (something of value for chances) を支払い、又は支払うことを約束すること。
- (b) 当選する運 (winning chance or chances) が、賭けを行う者の技能又は判断に基づくというよりも、運又は無作為選択という要素に大きく影響される (based predominately upon) 抽選その他同様な選択方法によって決定されることとなること。
- (c) 当選の運を保持する者が、賞金又は有価約因 (valuable consideration) のある物を受け取ることとなること。
- (d) その活動が、地理的にどこで行なわれるかにかかわらず、賭博に参加し、又は当選するために特定の施設又は特定の場所に出かけて行く必要がない方式の賭博を行う者と共に行われ、又はその活動への参加がなされること。」

(注20) 前掲注15参照

(注21) 前掲注19参照

(注22) N. J. C. 5 : 12-1.(b)(8)

(注23) ネバダ州では、ネバダ・ゲーミング・コミッション (Nevada Gaming Commission) とネバダ・ゲーミング管理委員会 (Nevada Gaming Control Board) という2つの機関が設けられ、後者による監督の下で、前者による規制が執行される (NRS § 463.022et seq.)

(注24) ネバダ州の規制機関の職務・権限については、州法ではゲーミング・コミッションとゲーミング管理委員会と共通して、州のゲーミング免許及びゲーミング関連用具の製造・販売・頒布の免許に関する法

令を執行し、関連して次のような職務を行うと定められている (NRS § 463.140 (コミッション及び委員会の一般的権限及び義務)。同条の規定の要約は次のとおり。

- (a)ゲーミングが行われている施設又は賭博用器具 (gambling devices or equipment) が製造され、販売され、若しくは頒布される施設のすべてを实地調査し、検査すること。
- (b)これらの施設にある装置及び補給品のすべてを实地調査すること。
- (c)即決により、これらの施設から、審査及び实地調査の目的のために装置、補給品、文書又は記録類を差し押えて、持ち去り、また、これらを押収すること。
- (d)賭博事業により生じた総収入 (gross income) に関して、免許申請者、免許保有者の書類、帳簿及び記録類をそれらの者の施設において、又は使用可能なその他の場所において、当該の免許申請者若しくは免許保有者又はその代理人の立ち会いの下で、利用可能な状態にするよう命じ、これを实地調査し、検査し、撮影し、及び監査すること、並びに、収入の証明及び政策の遂行又はこの章の規定に影響を与えるその他のすべての事項を請求すること。
- (e)免許保有者の資金運営、運用及び経営に關与していることを委員会が知っている、又は合理的な疑いをもっているその免許保有者の仲間の書類、帳簿及び記録類のすべてを利用可能な状態にするよう命じ、これらを实地調査し、検査し、撮影し、及び監査すること。この实地調査、検査、撮影及び監査は、当該の仲間の施設又は利用可能なその他の場所で、当該の仲間又はその代理人の立ち会いの下で行うことができる。」

以上の管理委員会の権限に対応して、免許交付の対象者は、次のような義務を負う。

免許保有者によるゲーミング営業の中止後に行なわれる監査のために、その元の免許保有者は、管理委員会の職員の要請により、監査を行うために必要な

帳簿、書類及び記録類を提供しなければならない。その元の免許保有者は、その免許の放棄又は取消の日から1年間は監査のために必要なすべての帳簿、書類及び記録類を保管しておかなければならない。その元の免許保有者が不足金決定についての司法審査を求め、又は再決定を求める訴えを提起したときは、最終的な命令がその決定に対して提出されるまでは、すべての帳簿、書類及び記録類を保管しておかなければならない。

管理委員会には捜査権限が与えられ、訴追を目的として、ゲーミング管理規定違反、ゲーミング免許保有者の財産に対する犯罪の嫌疑のある事件についての調査を行うことができる。

管理委員会及びコミッション又はその委員は、召喚状を発して、この州内のどこでも証人の出頭を強制し、宣誓をさせ、宣誓に基づき証言を求める完全な権限及び権威を有する。いかなる令状及び通知も、民事訴訟における令状及び通知の送達のために定められた方法で送達されることができる。

管理委員会及びコミッションは、合理的かつ適正とみなされる証人の交通費その他の経費を負担することができる。管理委員会及びコミッションのいずれにおいても、その態様を問わず、虚偽の宣誓をした者は、偽証罪を犯したものとされる。管理委員会及びコミッション又はその委員は、宣誓をすることができ、宣誓に基づき証拠及び証言を受け取ることができる審問官を任命することができる。

管理委員会及びコミッションの絶対的権限等については、さらに次のように規定されている (NRS § 463.1405 (管理委員会による免許申請者の資格の調査及び免許所持者その他の者の行動の監視；委員会及びコミッションの絶対的権限)。同条の全訳は、次のとおりである。

「1. 管理委員会は、免許が交付される前又はコミッションの承認が必要とされる行為若しくは処理の登録、適切性の認定若しくは承認又は許可が与えられる前に、この章に基づき免許申請者一人一人の資格を調査しなければならず、かつ、資格を有し

ない者、資格を奪われた者若しくは不適切な者又は、不適切な態様により、若しくは不適切な若しくは禁止された場所又は立地で運営を行なっている者に対して免許が交付され、若しくはこれらの者に所持されもせず、免許を与えられた賭博経営若しくは登録を受けた持株会社と直接間接を問わず、実質的な関与をしていないことを確実なものとするために、すべての免許所持者及び、直接間接を問わず、免許を与えられた賭博経営若しくは登録を受けた持株会社と実質的な関係にあるその他の者の行為を継続的に監視しなければならない。

2. 管理委員会は、免許申請の却下、又は、免許、登録、適切性の認定若しくは承認の制限、条件付与、若しくは禁止、又は、免許、登録、適切性の認定若しくは承認の停止若しくは取消し、又は管理委員会により合理的であるとみなされた理由による、免許を与えられ、登録を受け、適切であると認定され、若しくは承認された者に対する罰金処分を勧告する完全かつ絶対的権限及び権威を有する。

3. ゲーミング・コミッションは、同コミッションにより合理的と考えられる理由により、免許申請を却下し、又は、免許、登録、適切性の認定若しくは承認を制限し、条件を賦課し、禁止し、取り消し、若しくは停止し、又は、免許を与えられ、登録を受け、適切性が認定され、若しくは承認を受けた者に罰金を科する完全かつ絶対的権限及び権威を有する。」

(注25) ネバダ州の規制機関の組織は次のとおりである (NRS § 463.022～§ 463.110要約)。

① コミッションは、合衆国市民でネバダ州住民である者のうち、政治的影響を受ける立場にない者や同じ職種又は同じ産業分野の者ではない者のうちから知事が任命する5名の委員によって構成される。委員長は、知事が指名する。委員の任期は4年とする。

委員は、任期中は、委員会の所定の職務に専念するものとされ、政治集会のメンバーになり、又は政党の委員会のメンバーになることはできない。

委員長には、年額55,000ドル、その他の委員には年額40,000ドルの俸給が支給される。

② 管理委員会は、合衆国の市民でネバダ州の住民である者又は任命の日から6ヶ月以前にネバダ州住民となり、その後も住民である者のうちから知事が任命する3名の委員で構成される。

委員のうち1人は、公認会計士の資格を有する者か、会計監査の経験が5年以上ある者で、企業会計の知識を有する者でなければならない。また別の委員の1人は、捜査又は法執行の分野での教育を受け、その分野での経験を有し、又は法律若しくは賭博の分野での教育を受けた者及びこの分野での経験を有する者でなければならない。

委員長は、知事が指名する委員が務め、事務局長をも兼ねる。

(注26) 同時放送施設とは、ある競馬場で行なわれている競馬の同時放送(生中継放送)を受信し、その映像及び音声に基づいて賭けを行う施設をいう(第192条参照)。

(注27) カジノにおけるゲーミング営業から生じた総収入のうち、客に対し賞金として支払われた金額及び現金化が不可能な小切手の金額を差し引いたものをいう(第24条参照)。

(注28) カジノ歳入基金には、カジノ営業からの総収益に対する税金のほか、第141.1条に基づく投資代替税、委員会が徴収した罰金が預け入れられる。ただし、毎会計年度に徴収された罰金のうち、60万ドルは、保健省(Department of Health)の予算のために一般会計に繰り入れられ、そのうちの50万ドルは、ニュージャージー州強迫的賭博問題参事会(Council on Compulsive Gambling of New Jersey)に対する資金提供に、10万ドルは、州の強迫的賭博行為治療プログラムのための資金提供に、それぞれ充てられるものとされている(第145条参照)。

(注29) 前掲注28参照

(注30) カジノ再開発投資本部は、アトランティックシティ市に現存する荒廃地区の開発を直接的に推進するために免許保有者が投資するに相応しい事業を

用意すること、特に低所得者・中位所得者のために他の方法では達成できないような効果をもたらす投資の方法・機会を用意すること、観光産業の振興となる施策を用意すること、公共交通、公共施設及びインフラストラクチャーを整備すること、雇用機会の確保を図ることなどを目的とする組織である（第160条）。構成員は、知事が上院の助言と承認を得て任命する6人、知事が上院議長の勧告を受けて任命する1人、知事が下院議長の勧告を受けて任命する1人、知事が指名するカジノ管理委員会の委員1人、アトラン

ティックシティ市長、司法長官、財務長官、知事が任命するカジノ産業代表2人、通商・経済開発省の長官又は地域社会省の長官のうち知事が任命するいずれか（これに代えて、カジノ管理委員会からもう1人を任命することができる。）の計15人であり、構成員全体として、金融、投資、住宅建設、都市開発等の分野で高い能力と豊富な経験を持ったものとなることが求められている（第159条参照）。

（つちや けいじ・海外立法情報調査室）